

# 福島県環境影響評価条例附則第6項の適用除外事業における特定環境影響評価

## 福島県環境影響評価条例附則第6項

●復興特区法で規定する復興整備計画に記載された事業、その他の国、県、市町村等が行う東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要と認められる事業で、以下に該当する事業は福島県環境影響評価条例を適用しない。

- ① 鉄道事業法に基づく鉄道の建設及び改良の事業（※JR常磐線の路線変更）
- ② 土地区画整理法第2条第1項の土地区画整理事業（※住宅地の高台移転）
- ③ 宅地の造成の事業（※住宅地の高台移転）
- ④ 震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要な事業として知事が認めるもの

## 福島県特定環境影響評価実施要綱に基づく簡素化したアセスの実施

●福島県環境影響評価条例附則第6項に基づき適用除外となる事業については、福島県特定環境影響評価実施要綱に基づき、手続きを簡素化したアセスを実施する。

「復興事業への迅速な着手」と「環境保全」の両立を図る。

